

令和３年度第２回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開 会 日 時	令和３年５月２６日 午後１時３０分							
閉 会 日 時	令和３年５月２６日 午後３時００分							
場 所	五島市役所新庁舎３階大会議室							
農 業 委 員 出 席 委 員 （１８名）	１	南 忠明	２	出 口 幸博	３	山 崎 早苗	４	平 田 光昭
	５	荒木 富男	６	今 里 誠一	７	中 村 耕二	８	山 本 実雄
	９	小 林 善孝	１０	古 里 善秀			１２	長 尾 五男
	１３	上 村 孝幸	１４	角 田 隆章	１５	尾 崎 初雄	１６	本 村 元
	１７	寺 坂 誠一	１８	林 賢市	１９	山 田 勝久		
欠 席 委 員 （１名）	１１	寺 脇 八夫						
推 進 委 員 出 席 委 員 （一名）								
欠 席 委 員 （一名）								
署 名 委 員	１０	古 里 善秀	１４	角 田 隆章				
事 務 局	事務局長：田脇栄二 次長兼農地係長：津渡俊和 主査：阿野舞子 事務職員：浜上研人 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室 富 江：設楽 敦 玉之浦：平田華子 三井楽：野口作実 岐 宿：山田康弘							

上 程 案 件 及 び 処 理 結 果	議 題	件 名	結 果
	議案第 8 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決
	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
	議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可 決
	議案第 12 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
	議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について	可 決
	議案第 14 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可 決
	議案第 15 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可 決
	議案第 16 号	農業委員会の適正な事務実施について	可 決
	議案第 17 号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて	可 決
	議案第 18 号	五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正について	可 決

＝午後 1 時 30 分 開会＝

□事務局長

それでは、令和 3 年度 第 2 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、11 番 寺脇八夫 委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 18 名となります。

よって、五島市農業委員会総会 会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それと、本日の議案説明においては、譲受人の住所、氏名など、読み上げを一部省略させていただきます。読上げを省略した事項については議案書の方で確認をお願いします。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和 3 年度第 2 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 8 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第 8 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。2～4 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 6 筆、畑 9 筆で、面積は 15,387 m²となっております。

4 月からの累計は、田 16 筆、畑 42 筆、樹園地 0 筆で合計面積は 52,103 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 8 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明

いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

○議長

それでは、議案第9号の1番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは7ページをご覧ください。

議案第9号、1番、権利：所有権移転 無償 贈与

所在：三井楽町 畑3筆 合計 13,772 m²

譲渡理由：高齢のために、農業経営を子供に移譲する。

譲受理由：親の後を受け継いで農業を継続する。

5月18日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

議案第9号の1番について質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

では、採決いたします。議案第9号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第9号の1番は許可されました。

○議長

次に、議案第9号2番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案第9号2番、権利：所有権移転 無償 贈与

所在：岐宿町 田11筆、畑2筆 13筆合計 11,841 m²

譲渡理由：年齢とともに女性での耕作は難しくなってきたために兄に当該地を譲り渡す。

譲受理由：当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。

5月17日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

議案第 9 号 2 番について質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

では、採決いたします。議案第 9 号 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第 9 号の 2 番は許可されました。

○議長

次に、議案第 10 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8 から 9 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

それでは、議案第 10 号の 1 番を審議します。

なお、議案第 10 号の 1 番については 1 番 南 忠明 委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—1 番退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

それでは、10 ページの議案第 10 号の 1 番をご説明いたします。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

本案は、住宅を建築したものの、土地の境界線の誤認により、建物の一部が許可を受けていない農地に及んだものです。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で市役所の支所等から 500m 以内の農地にある第 2 種農地であります。

申請地は、原状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、近隣農地とは、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に放流することとなっております。

○議長

次に、議案第 10 号の 1 番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

(登壇)

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 10 号の 1 番について、当協議会は去る 5 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第 4 条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

○議長

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第 10 号の 1 番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号の 1 番は許可相当と決しました。

1 番 南 忠明 委員の除斥を解き、出席を求めます。

— 1 番出席 —

○議長

次に、議案第 10 号の 2 番を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

最後に、11 ページの議案第 10 号の 2 番をご説明いたします。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し、現在は、敷地全体をコンクリート敷きとし農業用倉庫として利用しております。転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生の恐れは無いと思われます。以上です。

○議長

次に、議案第 10 号の 2 番に対する三井楽地区協議会会長の報告を求めます。

□三井楽地区協議会会長

(登壇)

三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 10 号の 2 番について、当協議会は去る 5 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で三井楽地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

○議長

三井楽地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。

議案第 10 号の 2 番に対する三井楽地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号の 2 番は許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 11 号「農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

12 から 13 ページをご覧ください。農地法第 5 条の参照条文については、農地法第 4 条参照条文のとおりであります。説明は割愛させていただきます。

それでは、14 ページをご覧ください。議案第 11 号の 1 番をご説明いたします。

所在、承継者、当初計画者、転用目的につきましては、議案書のとおりです。

本案は、昭和 51 年 4 月 10 日付けで住宅用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件であります。仕事の都合で島外勤務となり事業計画の中止となりました。新たな承継者による住宅用地として農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。

最後に、15 ページをご覧ください。議案第 11 号の 2 番をご説明いたします。

所在、承継者、当初計画者、転用目的につきましては、議案書のとおりです。

本案は、昭和 62 年 12 月 18 日付けで住宅用地として農地法第 5 条の転用許可を得た案件であります。親の死亡により、従前の居宅を承継したことから事業計画の中止となりました。新たな承継者による住宅用地として農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請であります。以上です。

○議長

つづきまして、議案第 11 号に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

(登壇)

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 11 号の 1 番及び 2 番について、当協議会は去る 5 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 11 号の 1 番及び 2 番の農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請は、やむを得ないと認められる。

農地法第 5 条の農地転用許可基準により、議案第 11 号の 1 番及び 2 番は、承認相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

○議長

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決します。

議案第 11 号の 1 番及び 2 番に対する福江地区協議会会長の報告は、承認相当であります。報告のとおり、承認相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号の 1 番及び 2 番は、承認相当と決しました。

○議長

次に、議案第 12 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議長。

それでは、16 ページをご覧ください。議案第 12 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域外で住宅の用が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地です。

申請地は、原状のまま利用し、土砂等の流失の恐れはなく、また、当該申請地周囲は、宅地及び道路でありますので近傍農地への日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。資材置場の計画としまして、家屋解体後の瓦や廃材、再利用材置場として使用する計画であります。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生はありません。

次に、17 ページをご覧ください。議案第 12 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種住居地域に用途設定された第 3 種農地であります。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁が設置されており土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われれます。当該転用事業は、道路の開設及び整備を目的としますので日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下及び側溝に放流する計画となっております。

次に、18 ページをご覧ください。議案第 12 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁が設置されており土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われれます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然

流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

最後に 19 ページをご覧ください。議案第 12 号の 4 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地域外で都市計画区域内の第 1 種低層住居専用地域に用途設定された第 3 種農地であります。

申請地は、原状のまま利用し、隣接地境界には、コンクリート擁壁が設置されており土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われます。当該申請地の周囲は、宅地化が進んでおり近隣に耕作している農地は無く、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。以上です

○議長

つづきまして、議案第 12 号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第 12 号の 1 番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます

□大津・奈留地区協議会会長

(登壇)

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 12 号の 1 番について、当協議会は去る 5 月 18 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案の申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

○議長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

つづきまして、議案第 12 号の 2 番から 4 番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

(登壇)

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 12 号の 2 番から 4 番について、当協議会は去る 5 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 12 号の 2 番から 4 番の申請地は、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

○議長

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第 12 号の 1 番から 4 番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 1 番から 4 番は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第 13 号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい！議長

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

20、21 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。22 ページをご覧ください。枝番が続いている場合は、借受人が同一となっております。

1 番 1、申請地、畑 1 筆 6,188 m²

こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです

1 番 2、申請地、畑 4 筆、3,789 m²

1 番 3、申請地、畑 3 筆、8,171 m²

1 番 4、申請地、畑 1 筆、1,609 m²

1 番 5、申請地、畑 1 筆、1,626 m²

1 番 6、申請地、畑 3 筆、7,120 m²

1 番 7、申請地、畑 1 筆、1,593 m²

1 番 8、申請地、畑 4 筆、6,052 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

1 番 9、申請地、畑 1 筆、6,402 m²

1 番 10、申請地、畑 1 筆、1,650 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

1 番 11、申請地、畑 1 筆、1,753 m²

1 番 12、申請地、畑 2 筆、2,796 m²

1 番 13、申請地、畑 2 筆、1,632 m²

1 番 14、申請地、畑 1 筆、4,257 m²

1 番 15、申請地、畑 1 筆、3,509 m²

1 番 16、申請地、畑 1 筆、1,592 m²

1 番 17、申請地、畑 1 筆、3,227 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

1 番 18、申請地、畑 4 筆、4,539 m²

以上、1 番 1～1 番 18 につきましては、新規が、1 番 1、1 番 3、1 番 8、1 番 10、1 番 17、それ以外は更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

2 番 1、申請地、畑 2 筆、3,975 m²

2 番 2、申請地、畑 1 筆、4,601 m²

以上、2 番 1、2 番 2 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番、申請地、畑 2 筆、4,756 m²

新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

4 番、申請地、田 1 筆、3,551 m²

更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

5 番、申請地、畑 3 筆、12,106 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

6 番、申請地、畑 2 筆、3,879 m²

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

7 番、申請地、畑 1 筆、4,678 m²

更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

8 番、申請地、畑 6 筆、17,057 m²

6 筆中 1 筆のみ新規で、ほかは更新、契約内容は賃貸借権となっております。

9 番、申請地、田 1 筆、735 m²

更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

10 番、申請地、田 1 筆、1,634 m²

更新で、契約内容は、使用貸借権となっております。

11 番、申請地、田 3 筆、3,144 m²

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

12 番、申請地、田 6 筆、13,217 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです

新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

13 番、申請地、田 1 筆 2,406 m²

こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

14 番、申請地、田 1 筆、681 m²

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転をご説明します。

15 番、申請地、畑 3 筆 11,521 m²

契約内容は売買となっております。

16 番、申請地、畑 1 筆、1,249 m²

契約内容は売買となっております。

17 番、申請地、畑 1 筆 415 m²

契約内容は売買となっております。

以上、申請番号 1 番 1～17 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

議案第 13 号について質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 13 号、貸借権設定の 1 番 1 から 14 番 1、および所有権移転の 15 番 1 から 17 番 1 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号、貸借権設定の 1 番 1 外 31 件、所有権移転の 15 番 1 外 2 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 14 号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい。議長。

参照条文につきましては、議案第 13 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1 番 1、申請地、畑 1 筆、6,261 m²

1 番 2、申請地、畑 1 筆、707 m²

1 番 3、申請地、畑 1 筆、1,986 m²

1 番 4、申請地、畑 4 筆、3,387 m²

1 番 5、申請地、畑 1 筆、1,857 m²

1 番 6、申請地、畑 2 筆、6,759 m²

1 番 7、申請地、畑 1 筆、3,371 m²

1 番 8、申請地、畑 4 筆、3,524 m²

1 番 9、申請地、畑 3 筆、5,125 m²

1 番 10、申請地、畑 1 筆、1,867 m²

1 番 11、申請地、畑 2 筆、2,649 m²

1 番 12、申請地、畑 3 筆、5,995 m²

1 番 13、申請地、田 2 筆、3,315 m²

1 番 14、申請地、田 1 筆、3,210 m²

1 番 15、申請地、田 1 筆、2,042 m²

1 番 16、申請地、田 1 筆、1,828 m²

1 番 17、申請地、田 1 筆、495 m²

1 番 18、申請地、田 3 筆、1,641 m²

1 番 19、申請地、畑 2 筆、1,853 m²

1 番 20、申請地、田 2 筆、3,161 m²

1 番 21、申請地、田 1 筆、3,971 m²

1 番 22、申請地、田 11 筆、5,052 m²

1 番 23、申請地、田 3 筆、1,926 m²

1 番 24、申請地、田 4 筆、2,966 m²

1 番 25、申請地、田 1 筆、2,058 m²

1 番 26、申請地、田 1 筆、1,787 m²

1 番 27、申請地、田 1 筆、2,315 m²

1 番 28、申請地、田 1 筆、2,408 m²

1 番 29、申請地、田 1 筆、3,468 m²

1 番 30、申請地、田 1 筆、2,894 m²

1 番 31、申請地、田 2 筆、3,423 m²

1 番 32、申請地、田 5 筆、4,614 m²

以上、1 番 1～1 番 32 の契約内容は、使用貸借権が 1 番 1、1 番 2、1 番 3、1 番 8、1 番 27、1 番 28、1 番 29、1 番 30、1 番 31、1 番 32 で、それ以外は賃借権となっております。1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 14 号、貸借権設定の 1 番 1 から 1 番 32 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号の貸借権設定の 1 番 1 外 31 件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 15 号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。43 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 14 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。44 ページをご覧ください。

1 番 1、申請地、畑 1 筆、6,261 m²
1 番 2、申請地、畑 1 筆、707 m²
1 番 3、申請地、畑 1 筆、1,986 m²
1 番 4、申請地、畑 4 筆、3,387 m²
1 番 5、申請地、畑 1 筆、1,857 m²
1 番 6、申請地、畑 2 筆、6,759 m²
1 番 7、申請地、畑 1 筆、3,371 m²
1 番 8、申請地、畑 4 筆、3,524 m²
1 番 9、申請地、畑 3 筆、5,125 m²
1 番 10、申請地、畑 2 筆、1,853 m²

以上、1 番 1～1 番 10 の契約内容は、1 番 8 が使用貸借権、それ以外は賃借権となっております。

2 番 1、申請地、畑 1 筆、1,867 m²
2 番 2、申請地、畑 2 筆、2,649 m²
2 番 3、申請地、田 3 筆、5,995 m²
2 番 4、申請地、田 2 筆、3,315 m²
2 番 5、申請地、田 1 筆、3,210 m²
2 番 6、申請地、田 1 筆、2,042 m²
2 番 7、申請地、田 1 筆、1,828 m²
2 番 8、申請地、田 1 筆、495 m²
2 番 9、申請地、田 3 筆、1,641 m²
2 番 10、申請地、田 1 筆、2,058 m²
2 番 11、申請地、田 1 筆、1,787 m²

以上、2 番 1～2 番 11 の契約内容は、すべて賃貸借権となっております。

3 番 1、申請地、田 1 筆、3,971 m²
3 番 2、申請地、田 11 筆、5,052 m²

以上、3 番 1、3 番 2 の契約内容につきましては、すべて賃貸借権となっております。

4 番 1、申請地、田 3 筆、1,926 m²
4 番 2、申請地、田 4 筆、2,966 m²
4 番 3、申請地、田 2 筆、3,161 m²

以上、4 番 1～4 番 3 の契約内容につきましては、すべて賃借権となっております。

5 番 1、申請地、田 5 筆、4,614 m²
5 番 2、申請地、田 1 筆、2,315 m²
5 番 3、申請地、田 1 筆、2,408 m²
5 番 4、申請地、田 1 筆、3,468 m²
5 番 5、申請地、田 1 筆、2,894 m²
5 番 6、申請地、田 2 筆、3,423 m²

以上、5 番 1～5 番 6 の契約内容につきましては、すべて使用貸借権となっております。

6 番 1、申請地、田 1 筆、981 m²
6 番 2、申請地、田 1 筆、915 m²

6 番 3、申請地、田 4 筆、1,893 m²

6 番 4、申請地、田 2 筆、1,183 m²

6 番 5、申請地、田 1 筆、1,054 m²

6 番 6、申請地、田 1 筆、2,092 m²

以上、6 番 1～6 番 6 の契約内容につきましては、すべて使用貸借権となっております。

以上、1 番～6 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

では、採決いたします。

議案第 15 号 1 番 1 から 6 番 6 については、適当であるとの意見であります。

原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 1 番 1 外 38 件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長

次に、議案第 16 号「農業委員会の適正な事務実施について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務職員

はい、議長。

58 ページをお開きください。

議案第 16 号「農業委員会の適正な事務実施について」ですが、平成 21 年 1 月と平成 28 年 3 月に通知された農業委員会の適正な事務実施に基づき取り組むものです。農業委員会の適正な事務実施を図るため、前年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価を行い、当該年度の活動計画を策定し、また公表しなければならないとされております。内容の説明をいたします。

59 ページをご覧ください。令和 2 年度の活動目標及びその達成に向けた活動の点検評価案、このページでは農業の概要及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

60 ページをお開き下さい、「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、2 番の令和 2 年度の目標及び実績が、集積目標 2,363.0ha に対して、集積実績 2,299.7ha ありました。うち新規実績 252.0ha、達成率は 97.30%となっています。

3 番の「目標達成に向けた活動」の実績として、8 月から 11 月に農地集積推進に向けた意向調査を行い、新規の農地所有適格法人、規模拡大を図る認定農業者等に働きかけを行い、また農地中間管理事業による利用集積を進めました。

4 番の「目標及び活動に対する評価」として、「農地所有適格法人、認定農業者等の規模拡大に伴うもので、農業委員の活動及び農地中間管理事業も集積に寄与しており、活動を継続することが必要」と評価しております。

61 ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、2 番の令和 2 年度の目標及び実績として、参入目標 6 経営体に対して参入実績が 23 経営体、参入目標面積 3ha に対して実績が 25.1ha となっております。これは 3 条申請で新規に農地を利用権設定又は取得した個人や法人を実績としております。

3 番の「目標の達成に向けた活動」の実績として、意欲ある農業者等の情報収集に努め、新規就農手順や利用権設定方法等の説明を行っております。

また、4 番の「目標及び活動に対する評価」として、新規就農者が目標以上に農業参入できたことは、今後も活動を継続することが必要であると評価しております。

62 ページをお開きください。「遊休農地に関する措置に関する評価」では、2 番の「令和 2 年度の目標及び実績」では、解消目標 76ha に対し解消実績 70.5ha で、達成率は 92.76% でした。

3 番の「目標達成に向けた活動」の実績を申しますと、農地の利用状況調査を農業委員および推進委員 41 名の委員の方々に 9 月から 10 月にかけて行っていただくことになっておりましたが、残念ながら、3 名の推進委員の協力を得られませんでした。調査結果の取りまとめを 10 月から 11 月に事務局で行っております。農地の利用意向調査を 11 月に実施をし、取りまとめを 12 月から 3 月に行っております。調査数 778 筆、調査面積 82.3ha ございました。

4 番の「目標及び活動に対する評価」として、今後も円滑な利用状況調査を行うとともに、遊休農地の有効利用が図られるよう担い手や農地所有適格法人に対する働きかけが重要と評価しております。

63 ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」について、令和元年度末の違反転用面積は 1.2ha ございまして、

2 番の令和 2 年度の実績も同じく 1.2ha となっております。

3 番の「活動実績」としまして、「委員の日常活動時、地区協議会時、農地利用状況調査時に監視活動を行い、特段の注意を払いましたが、活動に対する評価としまして、解消できませんでしたので、監視活動及び是正指導を強化する必要がある」と評価しております。

64 ページをお開きください。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について、「農地法第 3 条に基づく許可事務」ですが、令和 2 年度の 3 条申請処理件数は 58 件、うち許可件数は 57 件、不許可が 1 件でございます。農地転用に関する事務は、令和 2 年度の 4 条 5 条申請受付及び総会で意見を付して処理したものは 61 件ございました。

65 ページをご覧ください。3 番の農地所有適格法人からの報告への対応について、管内の農地所有適格法人 27 法人中 22 法人から報告がっております。

うち、報告書の督促を行った法人が 12 法人で、督促後に報告書の提出があった法人が 8 法人、報告書の督促を行ったが令和 3 年 3 月 31 日までに報告がなかった法人が 3 法人あります。

未報告の法人のうち 2 法人につきましては、報告期限が令和 3 年 3 月 31 日までであったため、報告書の督促は、令和 3 年 4 月以降に行っており、今回の督促を行った農地所有適格法人数には、含んでおりません。

なお、未報告の法人につきましては、引き続き督促を行うとともに、今後、必要に応じ、許可の取り消しや過料の請求を行いたいと思います。

4 番の「情報の提供等」について、賃借料情報の調査・提供といたしまして、賃借料件数 1,074 件を令和 3 年 2 月にホームページ及び農業委員会事務局に備え付けております。

農地の権利移動等の状況把握は、調査対象件数 2,858 件の取りまとめを令和 3 年 3 月に行っております。農地台帳の整備は、台帳で管理している 7,840.8ha を随時権利移動等のデータ更新を行っております。

66 ページをお開き下さい。「地域農業者からの主な要望及び対処内容」について、農地利用最適化等に関する事務としまして、5 項目について 2 月に農業者との意見交換会を開催し、同月の総会で議決後、市長へ意見書の提出をしております。事務の実施状況の公表は、総会等の議事録の公表についてはホームページに公表しております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見ですが、先程の市長への意見書の提出件数 1 件を記載しております。活動計画の点検評価の公表については、ホームページに公表しております、本年も 6 月末までに公表をする予定です。

67 ページをご覧ください。次に令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案をご説明いたします。このページでは、農家・農地等の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

68 ページをお開きください。「担い手への農地の利用集積・集約化」について、2 番の令和 3 年度の目標及び活動計画として集積目標面積 2,381.7ha、うち新規集積目標面積 82ha、活動計画として、農地中間管理事業及び国・県の補助事業の周知を行い、規模拡大農家、農地所有適格法人への利用集積を図る。7 月から 11 月に農地集積推進に向けた農地の管理、利用状況等について意向調査と利用集積活動を行う、としております。次に新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、

2 番の「令和 3 年度の目標及び活動計画」として、参入目標数を 6 経営体、参入目標面積を 3ha、活動計画として、後継者及び新規就農者の掘り起こしを進めるため、年間を通して情報収集、発信に努めるとしております。

69 ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置」として、

2 番目の令和 3 年度の目標及び活動計画について、遊休農地の解消目標面積 76ha、活動計画として農地の利用状況調査を農業委員、推進委員の方 41 名で調査していただいて、調査時期を 7 月から 9 月、事務局での調査取りまとめを 9 月から 10 月に予定しております。調査方法は、管内全域を調査区域とする、委員及び最適化推進委員が、地区の耕作状況を一筆ごとに現地確認をし、分類しながら把握する。また農地の利用意向調査を 10 月から 11 月に行って、事務局での調査結果の取りまとめを 11 月から 1 月に計画しております。違反転用への適正な対応としまして、

2 番の「令和 3 年度の活動計画」として、7 月から 9 月の農地利用状況調査時に併せた農地パトロールの実施、現確認分の是正へ向けて随時聞き取り調査などを行う、広報誌での周知を行うと計画しております。

以上が令和 2 年度の点検評価及び令和 3 年度の活動計画です。説明は以上です。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 16 号 「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決すること

にご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 17 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

70 ページをお開き下さい。

議案第 17 号 あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。

あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 項の規定により作成するように定められております。

あっせんの相手方の要件については、同要領第 2 項第 1 号に定められており、要件の 1 点目は『その農業経営における当該農用地等の権利取得後の経営面積が別表第 1 に定める基準面積を超えるものであること。』、2 点目は『その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。』、3 点目は『その者が取得する農用地等を農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。』となっております。

また、このあっせん譲受け等候補者名簿に登載されますと、農業経営基盤強化法に基づく農用地の利用集積を行い、農用地の所有権移転をすることができます。この場合、その後の名義変更の手続きを嘱託登記として市で代理して行いますので、司法書士などの代理人に依頼する場合に比べまして手数料等が軽減できるメリットもございます。

なお、本案につきましては 5 月 17、18 日、各地区協議会において審査していただき、その結果を 73 ページから 99 ページの名簿に掲載しております。各地区ごとの候補者数はページに記載のとおり、大津・奈留地区 42 人、福江地区 86 人、崎山地区 106 人、本山・大浜地区 108 人、富江地区 80 人、玉之浦地区 19 人、三井楽地区 79 人、岐宿地区 18 人、山内地区 77 人、合計 615 人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 17 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号「あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 18 号「五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

100 ページをお開きください。

議案第 18 号「五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正」についてですが、令和 3 年 9 月以降に奈留支所庁舎が新設され、「奈留町浦 1818 番地 1」から「奈留町浦 1815 番地 3」に移転となります。

これに伴いまして、農業委員会奈留分室の位置を変更する必要があるがございますので、規則の一部を改正するものであります。

101 ページに告示（案）を、102 ページには、変更箇所を抜粋して掲載しております。

なお、施行日につきましては、五島市役所支所設置条例の一部改正とあわせる予定にしております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

質疑を行います。

○議長

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 18 号「五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号「五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

□事務局

－会議等報告・予定他について報告－

1. 会議等報告・予定について
2. その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和３年度第２回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後３時００分 閉会＝